

# 福岡市公報

令和 5 年 6 月 12 日 第6965号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 ページ  
東 区

- 投票区の設置の告示の一部改正（東選告示第19号）…………… 1
- 指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め（東選告示第20号）…………… 5
- 指定在外選挙投票区の指定（東選告示第21号）…………… 6

## 東 区

### 福市東選告示第19号

投票区の設置の告示（昭和47年福市東選告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

表を次のように改める。

投票区	区 域
馬出第一	馬出一丁目、馬出二丁目（1番、2番、19番、20番）、馬出五丁目（馬出第二投票区に属する区域を除く。）、馬出六丁目
馬出第二	馬出二丁目（馬出第一投票区に属する区域を除く。）、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目（27番から33番まで、35番から40番まで）、東浜一丁目、東浜二丁目
箱崎第一	箱崎一丁目（1番から29番まで、30番の一部、32番の一部、33番から45番まで）、箱崎二丁目（1番、2番、3番の一部、4番から9番まで、10番の一部、15番の一部、16番から34番まで、35番の一部、55番）、箱崎三丁目（1番の一部、8番の一部）
箱崎第二	箱崎一丁目（箱崎第一投票区に属する区域を除く。）、箱崎二丁目（箱崎第一投票区に属する区域を除く。）、箱崎三丁目（箱崎第一投票区及び管松第二投票区に属する区域を除く。）、箱崎四丁目、箱崎五丁目（1番から5番まで）、箱崎六丁目（11番から18番まで）

箱崎第三	貝塚団地、箱崎五丁目（箱崎第二投票区に属する区域を除く。）、箱崎七丁目（2番から5番まで、6番の一部、7番から20番まで）、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目
筥松第一	筥松一丁目、筥松二丁目（1番から17番まで、18番の一部、19番の一部、20番）、筥松新町、郷口町、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、二又瀬、二又瀬新町
筥松第二	箱崎三丁目（1番の一部、2番から7番まで、8番の一部、9番の一部、10番の一部、11番の一部、12番の一部）、箱崎六丁目（箱崎第二投票区に属する区域を除く。）、箱崎七丁目（箱崎第三投票区に属する区域を除く。）、筥松二丁目（筥松第一投票区に属する区域を除く。）、筥松三丁目、筥松四丁目
筥松第三	原田一丁目、原田二丁目
松島第一	原田三丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（多々良第一投票区に属する区域を除く。）、松島四丁目、松島五丁目（多々良第一投票区に属する区域を除く。）、松島六丁目
松島第二	原田四丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目
名島第一	名島四丁目、名島五丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目
名島第二	名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、千早二丁目（8番の一部）
千早	千早三丁目（千早西投票区に属する区域を除く。）、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、香椎団地
千早西	千早一丁目、千早二丁目（名島第二投票区に属する区域を除く。）、千早三丁目（3番、4番）、香椎浜一丁目（1番、3番から5番まで）
香陵	香椎浜一丁目（千早西投票区に属する区域を除く。）、香椎浜四丁目
香椎浜	香椎浜二丁目、香椎浜三丁目
城浜	城浜団地
舞松原第一	舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目
舞松原第二	舞松原二丁目（15番から34番まで）、水谷一丁目（3番、5番から15番まで、17番の一部、18番から30番まで）、水谷二丁目、水谷三丁目（香椎東第一投票区に属する区域を除く。）
若宮第一	舞松原一丁目（1番から18番まで）、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目

若宮第二	舞松原一丁目(若宮第一投票区に属する区域を除く。)、舞松原二丁目(舞松原第二投票区に属する区域を除く。)、水谷一丁目(舞松原第二投票区に属する区域を除く。)、若宮五丁目
香椎第一	御島崎一丁目、御島崎二丁目、香椎駅東一丁目(7番の一部)、香椎駅東二丁目(香椎第二投票区に属する区域を除く。)、香椎駅前三丁目(香椎第二投票区に属する区域を除く。)、香住ヶ丘七丁目(5番から10番まで)
香椎第二	香椎二丁目(12番の一部、13番の一部、23番の一部)、香椎駅東一丁目(香椎第一投票区及び香椎下原第一投票区に属する区域を除く。)、香椎駅東二丁目(2番、7番の一部)、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目(3番、4番)
香椎下原第一	香椎二丁目(18番の一部、19番から22番まで、23番の一部、24番から45番まで)、香椎三丁目(1番)、香椎駅東一丁目(15番の一部、27番から30番まで、31番の一部、32番から40番まで)、香椎駅東三丁目(3番の一部、4番の一部、5番の一部、6番から12番まで、25番から33番まで)、香椎駅東四丁目(2番から24番まで、26番の一部、33番の一部、34番の一部)
香椎下原第二	大字香椎(青葉第一投票区、香椎東第一投票区及び香椎東第二投票区に属する区域を除く。)、大字下原、香椎駅東三丁目(香椎下原第一投票区に属する区域を除く。)、香椎駅東四丁目(香椎下原第一投票区に属する区域を除く。)、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、唐原七丁目(5番)、松香台一丁目
香椎東第一	大字香椎(928番から1439番まで)、香椎一丁目、香椎二丁目(香椎第二投票区及び香椎下原第一投票区に属する区域を除く。)、香椎三丁目(香椎下原第一投票区に属する区域を除く。)、香椎四丁目、香椎五丁目(香椎東第二投票区に属する区域を除く。)、水谷三丁目(28番の一部)、香椎台五丁目(香椎東第二投票区に属する区域を除く。)
香椎東第二	大字香椎(1495番)、香椎五丁目(30番から40番まで)、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目(1番から25番まで)
香住ヶ丘第一	和白一丁目(5番の一部、6番の一部)、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目(香住ヶ丘第二投票区に属する区域を除く。)、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目(香椎下原第二投票区に属する区域を除く。)、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目
香住ヶ丘第二	唐原二丁目(1番、2番、3番の一部、9番から19番まで、22番)、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目(香椎第一投票区に属する区域を除く。)

和 白 第 一	大字上和白 (1332番から1401番まで)、和白一丁目 (香住ヶ丘第一投票区に属する区域を除く。)、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目 (1番)
和 白 第 二	奈多一丁目 (1番から4番まで)、塩浜一丁目 (奈多第二投票区に属する区域を除く。)、塩浜二丁目、塩浜三丁目、和白五丁目 (和白第一投票区に属する区域を除く。)、和白六丁目
三 苦	三苦一丁目、三苦二丁目 (奈多第二投票区に属する区域を除く。)、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目
奈 多 第 一	大字奈多、奈多団地、奈多三丁目 (6番の一部、11番の一部)、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目
奈 多 第 二	奈多一丁目 (和白第二投票区に属する区域を除く。)、奈多二丁目、奈多三丁目 (奈多第一投票区に属する区域を除く。)、塩浜一丁目 (38番)、三苦二丁目 (35番)
美和台第一	美和台一丁目 (50番から55番まで)、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、美和台新町
美和台第二	美和台一丁目 (美和台第一投票区に属する区域を除く。)、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白東五丁目 (和白東第一投票区に属する区域を除く。)
和白東第一	大字上和白 (295番から302番まで)、高美台一丁目、高美台二丁目 (和白東第二投票区に属する区域を除く。)、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東三丁目 (29番)、和白東四丁目、和白東五丁目 (1番から21番まで)
和白東第二	大字上和白 (和白第一投票区及び和白東第一投票区に属する区域を除く。)、高美台二丁目 (49番から53番まで)、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目 (和白東第一投票区に属する区域を除く。)
西戸崎第一	大字西戸崎 (西戸崎第二投票区に属する区域を除く。)、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目
西戸崎第二	大字西戸崎 (406番)、大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目
志 賀 第 一	大字志賀島、大字勝馬 (46番)
志 賀 第 二	大字勝馬 (志賀第一投票区に属する区域を除く。)
志 賀 第 三	大字弘
照 葉 第 一	香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目
照 葉 第 二	香椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目

多々良第一	青葉七丁目（61番の一部）、土井一丁目、土井二丁目、土井三丁目、土井四丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、多の津一丁目、多の津二丁目、多の津三丁目、多の津四丁目、多の津五丁目、松島三丁目（31番から35番まで）、松島五丁目（21番から29番まで）
多々良第二	蒲田一丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、蒲田五丁目、大字名子（青葉第一投票区に属する区域を除く。）、名子一丁目、名子二丁目、名子三丁目
八 田	八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、八田四丁目、若宮一丁目
青 葉 第 一	大字香椎（1番から118番まで）、大字名子（191番）、青葉一丁目、青葉二丁目、青葉三丁目、青葉四丁目、青葉六丁目（1番から4番まで、17番から21番まで、22番の一部）、青葉七丁目（1番から14番まで、17番、19番から27番まで、28番の一部、31番、32番、38番の一部、39番から60番まで、61番の一部）
青 葉 第 二	青葉五丁目、青葉六丁目（青葉第一投票区に属する区域を除く。）、青葉七丁目（多々良第一投票区及び青葉第一投票区に属する区域を除く。）、みどりが丘一丁目、みどりが丘二丁目、みどりが丘三丁目

福岡市東選告示第20号

公職選挙法第37条第7項及び同法施行令第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた。

なお、指定投票区の指定及び指定関係投票区の定めめの告示（平成19年福岡市東選告示第26号）は、廃止する。

令和5年6月12日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
箱崎第二投票区	箱崎第二投票区を除く東区の各投票区

ただし、衆議院小選挙区選出議員の選挙並びに衆議院小選挙区選出議員の選挙（公職選挙法別表第1に規定する福岡県第1区又は福岡県第4区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第109条に規定する再選挙又は同法第113条第1項に規定する補欠選挙を除く。）と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、次のとおりとする。

指 定 投 票 区	指 定 関 係 投 票 区
-----------	---------------

箱崎第二投票区	馬出第一投票区、馬出第二投票区、箱崎第一投票区、箱崎第三投票区、筥松第一投票区、筥松第二投票区、筥松第三投票区、松島第一投票区、松島第二投票区、名島第一投票区、名島第二投票区、千早投票区、千早西投票区、香陵投票区、香椎浜投票区、城浜投票区、舞松原第一投票区、舞松原第二投票区、若宮第一投票区、若宮第二投票区、香椎第一投票区、香椎第二投票区、香椎下原第一投票区、香椎下原第二投票区、香椎東第一投票区、香椎東第二投票区、香住ヶ丘第一投票区、香住ヶ丘第二投票区、和白第一投票区、和白第二投票区、三苫投票区、奈多第一投票区、奈多第二投票区、美和台第一投票区、美和台第二投票区、和白東第一投票区、和白東第二投票区、西戸崎第一投票区、西戸崎第二投票区、志賀第一投票区、志賀第二投票区、志賀第三投票区、照葉第一投票区、照葉第二投票区
八田投票区	多々良第一投票区、多々良第二投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区

福市東選告示第21号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により、在外選挙人名簿を編製する投票区として次のとおり指定在外選挙投票区を指定した。

なお、指定在外選挙投票区の指定の告示（平成11年福市東選告示第28号）は、廃止する。  
令和5年6月12日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

指在外選挙投票区	当該指定在外選挙投票区に係る区域
箱崎第二投票区	東区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第1区の選挙区に属する区域
八田投票区	東区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第4区の選挙区に属する区域